

# 令和元年度神戸市行政措置インフルエンザ予防接種

2019.10.6

## ●行政措置インフルエンザ予防接種

- ・接種対象者：神戸市に住民登録のある 生後 6ヶ月～64 歳 の者
  - ※生後 6ヶ月～1歳未満の小児は有効性が明確化されていないため神戸市としては積極的に接種勧奨していません
- ・接種時期：令和元年 10 月 15 日 ～ 令和 2 年 1 月 31 日  
出来るだけ早期に接種するのが望ましい
- ・接種回数：6ヶ月以上 13 歳未満の小児は 2 回の皮下接種(2～4 週間隔)  
13 歳以上の小児・成人は、1 回の皮下接種(医師の判断で 2 回してもよい)  
2 回接種は下記の間隔で行う
  - 6ヶ月以上 13 歳未満：2～4 週間隔
  - 13 歳以上 : (1～4 週間隔)
- ・接種量：

6ヶ月～3 歳未満	0.25ml
3 歳以上	0.5ml
- ・接種費用：各医療機関が定める接種料金(統一料金はありません)  
詳細は各医療機関にお尋ね下さい
- ・神戸市小児インフルエンザ予防接種独自助成について
  - 対象者：神戸市に住民登録のある満 1 歳～13 歳未満の小児
  - 助成額：2,000 円 実施期間中の 1 回目の接種に限る